

問合せ先

役場福祉課保険係
☎ 574・2214

わが国の医療保険制度は「国民皆保険制度」となっており、すべての国民が、いずれかの公的な医療保険に加入しなければなりません。

国保の加入・脱退の届け出は、事実が発生した日から14日以内に行ってください。

このようなときには届け出を！

●他の公的医療保険を脱退したとき（国保に加入する届け出）

届け出が遅れると、届け出の前日までの医療費は、原則として全額自己負担となりますのでご注意ください。

また、保険税は、豊頃町で国保の資格が適用されたとき（勤務先の健康保険をやめたときなど）までさかのぼって支払わなければなりません。

※「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、翌日以降の交付となります。
※年度の途中で加入した方の保険税は、加入の届け出をした月にかかわらず、国保に加入した月（勤務先を退職した日の翌日、豊頃町に転入した日などの属する月）から月割計算します。

●他の公的医療保険に加入したとき（国保をやめる届け出）

マイナ保険証をご使用の場合も、届け出は必要です。

届け出を失念した場合、国保税と社会保険料（医療分）の重複負担となります。

豊頃町国保の資格がなくなった後に国保の「マイナ保険証」または「資格確認書」で受診した場合は、国保がいったん負担した医療費を返還いただくことになります。

●その他の届け出

- ・町内で住所が変わったとき
- ・世帯主が変わったとき
- ・氏名が変わったとき
- ・町外の学校へ入学、または町外の施設へ入所するとき
- ・介護保険の適用除外施設に入所したとき

↓ 届け出に必要なもの

- ・身分証明書
- ・他の健康保険等の資格を喪失・取得したことが証明できるもの
- ・キャッシュカード、通帳、通帳使用印

国民年金からのお知らせ

ねんきん定期便

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎ 01155・2581
役場住民課戸籍年金係 ☎ 574・2213

日本年金機構では、より身近でわかりやすい年金を目指して、年金加入記録や年金見込額などの情報をお知らせするため、現役加入者の誕生日に「ねんきん定期便」をお送りしています。

「ねんきん定期便」とは

年金記録を定期的にご確認いただけるよう、国民年金・厚生年金の現役加入者の方にお送りするものです。節目年齢（35歳、45歳、59歳）になる方には「封筒」で、それ以外の方には原則として「はがき」でお送りします。一部、節目年齢になる方以外で、封筒でお送りする場合があります。

「ねんきん定期便」で確認できることは

- ①これまでの年金加入期間
- ②これまでの加入履歴に応じた年金見込額（年金受給者（支給停止の方も含む）の方は記載しておりません）
- ③これまでの保険料納付額（厚生年金保険料については、被保険者負担分のみ）
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況
- ⑥国民年金保険料の納付状況

※上記すべての内容が送付される方は、「封筒」でお送りする方に限られています。「はがき」でお送りする方の場合、上記の①～③については前年度のものを更新して通知されますが、④は省略し⑤と⑥については直近1年分が通知されます。

ご自分の年金記録等についてご確認ください。

確認したあとの手続きは「もれ」や「誤り」がある場合のみ
回答してください。

「封筒」でお送りした方

▷同封の「年金加入記録回答票」に記入して返送してください。

「はがき」でお送りした方

▷右記「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください。「年金加入記録回答票」をお送りしますので、届きましたら記入して返送してください。

「ねんきん定期便」に関する問合せ

- 「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用番号」
☎ 0570（058）555（ナビダイヤル）
- 050で始まる電話でおかけの場合は
☎ 03（6700）1144（一般電話）

受付時間

月曜日 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00

日本年金機構を装った

不審なメール・SMSにご注意ください

日本年金機構を装い、お客様の個人情報を盗み出そうとするメール（ショートメッセージサービス（SMS）を含む。以下同じ）や不審なサイトへ誘導しようとするメールが確認されておりますのでご注意ください。

メールでお客様の口座番号をお尋ねしたり、SMSによるお知らせは行っておりません。

リンク先にアクセスすると、支払いの督促を装ったサイトに遷移しますので絶対にアクセスしないでください。

不審なメールを発見した場合は、右のQRコードよりご連絡をお願いします。

【日本年金機構へのご意見・ご要望】➡

